

八王子市商店街賑わい復活補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、八王子市商店街賑わい復活補助金(以下「補助金」という。)について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の商店街が、感染防止対策及び訪れやすい環境の整備に係る取組を行う場合において、経費の一部を市が補助することにより、新型コロナウイルス感染症収束後の地域の経済振興の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げるものであって、令和2年(2020年)4月1日時点で市に登録のある団体をいう。

ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、市長が商店街と認めるもの。

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

2 この要綱において、「補助事業」とは、別表1に例示する商店街の実施する取組で、前条の目的を達成するため、助成の必要があるものとして補助金の交付を決定した取組をいう。ただし、他の補助金等を一部財源とする取組を除く。

3 この要綱において、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、補助事業に必要な別表2の1に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、商店街に交付するものとする。ただし、別表2の2に掲げる経費は除く。

2 前項に規定する商店街が行う取組は、令和2年(2020年)7月1日から令和2年(2020年)12月31日までの期間に実施完了した取組とする。ただし、別表1の1に掲げる経費については、令和2年(2020年)4月1日まで遡って交付対象とする。

(補助金の額)

第5条 市が商店街に交付する1商店街当たりの補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額又は別表3に掲げる商店街の会員数に応じた補助限度額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 商店街は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の開始日もしくは令和 2 年(2020 年)10 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 1 号による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第 4 条第 2 項のただし書きに該当する場合は、令和 2 年(2020 年)10 月 31 日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第 2 号による補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第 8 条 商店街は、第 7 条の補助金の交付決定を受けたときは、概算払による交付を申請することができる。

2 商店街は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 6 号による概算払請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、商店街に対し補助金の概算払をすることができる。

4 前項の規定による概算払は、交付決定額を限度額とし、1 回限りとする。

(実績報告)

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた商店街が補助事業を完了したときは、1 月以内に様式第 3 号による実績報告書に必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、報告期限を 1 月間に限って延期することができる。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 4 号による確定通知書により、商店街に対しその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第 5 条の規定に基づく額又は第 7 条の規定により決定した額のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第 11 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、第 8 条の規定により概算払を受けている場合は、確定額と既支払額との差額を支払うものとする。

2 商店街は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 5 号による補助金請求書を市長に提出しなければならない。

3 概算払を受けた商店街は、前条の規定による補助金の確定通知書を受領した後、様式第7号による補助金精算書により、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、商店街が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前3号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合又は第10条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金等に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14条 補助事業終了後に、当該補助制度の見直しを実施する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)6月18日から施行する。

別表1(第3条第6号関係) 補助事業

1 感染防止対策に係る取組	(1) ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保のためのカラーコーン等の設置 (2) 従業員及び来店者が使用するためのマスク、手指消毒液等の設置 (3) 店内等の消毒作業 (4) テイクアウト事業の導入
2 訪れやすい環境の整備に係る取組	(1) チラシ、ポスター、フラッグ、HP 等による安心・安全な商店街のPR (2) 感染症収束後の販売促進
3 その他第2条の目的を達成するために特に市長が必要と認める事業	

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別表2-1(第4条関係) 補助対象経費

区分	適用
補助事業に直接必要な備品購入費	ビニールカーテン、パーテーション、マスク、消毒剤、手袋、カラーコーン等の購入経費 等
業務委託料及び賃借料	商店街の消毒作業等の委託料、機材等の使用及び貸借に係る経費 等
感染防止対策に係る取組及び周知に要する経費	チラシ、ポスター、フラッグ等の作成及び掲示に係る費用、地域情報紙等への広告費、HP 更新費 等
その他諸経費	上記経費に付随する経費、その他補助事業を執行するために必要な経費で市長が認めるもの

別表2-2(第4条関係) 補助対象外経費

区分	適用
役員等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する経費	賃金、謝礼、会議費、飲食費等
使用実績のないものに対して支出した経費	天災地変等の発生により、やむを得ず使用されなかった経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	
支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費	経理書類、その他事業の内容がわかる書類に不備、不足がある場合を含む
補助事業の実施期間外に要した経費	
その他補助することが適当でないと認められる経費	

別表3(第5条関係) 補助限度額

会員数	補助限度額(円)
101 店舗以上	600,000
100 店舗以下	450,000
60 店舗以下	300,000
30 店舗以下	150,000
10 店舗以下	50,000

※会員数は、様式第1号の提出日時点における正会員の数とする。ただし、賛助会員については、正会員の数に含めないものとする。